

警備業務等委託契約書 (案)

- 1 業務委託の名称 大分県庁舎警備業務委託
- 2 履行期間 自 令和 7年10月 1日
至 令和10年 9月30日
- 3 委託金額 ￥ ー
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ ー)
- 4 契約保証金 免除

上記業務の委託について、委託者 大分県知事 佐藤 樹一郎を甲とし、受託者を乙とし、次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙1の警備業務等に関する仕様書(以下「仕様書」という。)に基づき頭書の委託金額(以下「委託金額」という。)をもって、頭書の履行期間(以下「履行期間」という。)内に、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を信義に従って誠実に履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明示されていないものがある場合は、甲乙協議して定めるものとする。
(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し又は継承させてはならない。
(再委託の禁止等)

第3条 乙は、業務委託の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者の委任が業務の一部であり、書面(別紙様式1)により甲の承認を得たときはこの限りではない。

2 前項の主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。

3 乙は、業務の一部(主たる部分を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面(別紙様式2)を甲に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 前項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、消耗品購入等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。

5 第3項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

6 乙が業務委託の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。

(監督員)

第4条 甲は、監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を乙に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、契約書に定めるもののほか、仕様書等に定めるところにより次の権限を有する。

(1) 業務の実施に関する乙又は乙を代理して乙の従業員を管理し、指揮監督する者(以下「現場代理人」という。)との業務連絡および調整

(2) 業務の実施状況に関する立会及び業務の実施結果に関する確認

(現場代理人等)

第5条 乙は、業務の実施に当たり、現場代理人及び副現場代理人(以下「現場代理人等」という。)を定め、書面をもってその氏名を甲に通知するものとする。現場代理人等を変更したときも同様とする。

2 現場代理人は、常に監督員と連携を保ち、次に掲げる職務を行う。

(1) 業務の実施の総括管理

(2) 乙の従業員の指揮監督

3 副現場代理人は、現場代理人を補佐し、現場代理人が不在時においては、上記に掲げる職務を行う。

4 甲は、現場代理人等及び警備員が、その職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。乙は、この規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

(費用の負担)

第6条 乙が業務の実施のため必要とする資材、機器等は乙の負担とする。(乙の従業員の福利厚生に必要な物品を含む。)

2 甲は、乙が業務の実施のため必要とする施設及び用水、光熱等(以下「施設等」という。)のうち仕様書に定めるものを無償で提供する。

3 乙は、委託期間が終了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに、前項により提供された施設等を現状に回復し、明け渡さなければならない。

4 乙は、貸与を受けた物品等が不要になったときは、速やかに、甲に返還しなければならない。

(業務の計画、報告等)

第7条 「大分県庁舎警備業務委託仕様書」のとおりとする。

(業務完了報告)

第8条 乙は、毎月の業務の実施結果を書面により速やかに甲に報告し、検査を受けなければならない。

2 前項の実施結果が仕様書に適合していないと認められる場合は、甲又は監督員は業務の修補を乙又は現場代理人等に求めることができる。

(委託金額の支払)

第9条 乙は、前条第1項の規定による検査に合格したときは、別表1に記載する委託金額の月額を支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、適法な請求を受けた日から起算して30日以内に委託金額を支払わなければならない。

(規律維持及び秘密の保持)

第10条 乙は、業務に従事する従業員の風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある業務の実施に努めなければならない。

2 乙は、本契約の業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は、ほかの目的に利用してはならない。この契約終了後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、本業務を行うに当たり、個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。)について、別添「機密保持及び個人情報に関する特記事項」に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

(法令の遵守)

第12条 乙は、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、雇用保険法、健康保険法、警備業法、消防法その他の関係法令を遵守し、その責任を負うものとする。

(契約不適合責任)

第13条 乙が第8条による報告提出後、仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容と適合しないこと(以下「契約不適合」という。)を発見したときは、甲は乙に、相当の期間を定めて契約不適合の修補の請求をすることができる。

2 仕事の目的物の契約不適合について、修補が不能な場合又は修補を甲の定めた期間内に乙が完了することができなかつた場合、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、その契約不適合により契約の目的が達成されない場合は、契約を解除することができる。

3 仕事の目的物について契約不適合があった場合は、甲は乙に、損害の賠償を請求することができる。ただし、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由により発生したときは、甲は乙に対して損害賠償を請求することができない。

4 甲は、甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙その材料や指図が不適當であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。

5 甲が契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が契約不適合について引き渡しの時に知り、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りではない。

(業務内容の変更等)

第14条 甲は、必要のある場合には、業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託金額または委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第15条 業務委託の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、乙の負担とするものとする。ただし、その損害が項の責めに帰する理由による場合においては、この限りではない。

(履行遅滞の場合における賠償金)

第16条 甲は、乙が、委託期間内に業務委託を完了することができない場合は委託金額につき、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の支払いを請求することができるものとする。

2 前項の遅延賠償金は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。

3 甲の責めに帰する理由により、第9条第2項の委託金額の支払いが遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、年2.5パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の支払いを請求することができるものとする。

(義務違反の場合における損害賠償)

第17条 乙は、自らが本契約に定める義務に違反し、甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき、当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙が項に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の太陽及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をしないで契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき、または、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙に誠意がなく、完全に業務が完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。
- (4) 乙が暴力団員（暴力委団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、乙が契約の条項に違反したとき。

(違約金)

第19条 前条の規定により、甲が契約を解除したときは、乙は委託金額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに納付しなければならない。

(契約保証人)

第20条 乙は、この契約の履行を担保するため、甲が適当と認めた契約保証人1人を立てなければならない。

- 2 契約保証人は、乙の責めによる理由により業務委託が履行できなくなったとき及び契約解除の申入れを甲より承諾されたときは、第2条の規定にかかわらず乙の権利、義務を承継する。
- 3 契約保証人は、契約により生ずる損害賠償金及び違約金の支払いを保証するものとする。
- 4 乙は、契約保証人が死亡し、又はその資格及び能力を失ったときは、速やかにこれに代わる代理人を立てなければならない。

(特約事項)

第21条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

(契約外の事項)

第22条 この契約に定めのない事項又は契約について疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和 年 月 日

甲 大分市大手町3丁目1番1号
大分県知事 佐藤 樹一郎

乙 住所
商号または名称
代表者氏名

契約保証人 住所
商号又は名称
代表者氏名

別表1 委託金額の月額および内訳					
請求書は月ごとに「月額」の列記載の額を用途管財課あて送付すること					
	月額 (単位：円)				
令和7年10月分					
令和7年11月分					
令和7年12月分					
令和8年1月分					
令和8年2月分					
令和8年3月分					
令和7年度計	0				
令和8年4月分					
令和8年5月分					
令和8年6月分					
令和8年7月分					
令和8年8月分					
令和8年9月分					
令和8年10月分					
令和8年11月分					
令和8年12月分					
令和9年1月分					
令和9年2月分					
令和9年3月分					
令和8年度計	0				
令和9年4月分					
令和9年5月分					
令和9年6月分					
令和9年7月分					
令和9年8月分					
令和9年9月分					
令和9年10月分					
令和9年11月分					
令和9年12月分					
令和10年1月分					
令和10年2月分					
令和10年3月分					
令和9年度計	0				
令和10年4月分					
令和10年5月分					
令和10年6月分					
令和10年7月分					
令和10年8月分					
令和10年9月分					
令和10年度計	0				

(別紙様式1)

第 号
年 月 日

契約者 殿

契約担当者 大分県知事

再委託承諾書

年 月 日付けで申請(変更申請)のあった再委託については、下記のとおり条件を付して承諾します。

記

- 1 業務委託の名称
- 2 再委託の概要
- 3 再委託の相手方
 - (1)住所
 - (2)商号又は名称
 - (3)代表者氏名
- 4 承諾条件
 - (1) 再委託の相手方による再委託に係る業務の履行により、大分県に損害を与えたときは、契約者が大分県に対する賠償の責を負うこと。
 - (2) 契約の目的物について、再委託の相手方による再委託に係る業務の履行について契約不適合な部分があることを発見したときは、契約者が契約の規定による契約不適合責任を負うこと。
 - (3) 再委託にあたって、契約者は、再委託の相手方に対する対価の支払い等について適正な取り扱いを行うこと。
 - (4) 再委託の相手方が、さらに第三者へ委託を行う場合には、当該第三者の名称及び所在地並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を提出すること。

(別紙様式2)

年 月 日

契約担当者 大分県知事 殿

契約者(受託者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

再委託(変更)申請書

契約書第 条により(年 月 日付け 第 号)で承諾のあった再委託については、下記のとおり業務委託の一部を再委託(変更)したいので申請します。

記

- 1 業務委託の名称
- 2 業務委託の場所
- 3 履行期間 年 月 日～ 年 月 日
- 4 業務委託金額 円
- 5 再委託の概要及び(変更)理由

- 6 再委託期間(予定) 年 月 日～ 年 月 日
(変更) 年 月 日～ 年 月 日
- 7 再委託金額(予定) 円
(変更) 円
- 8 再委託の相手方
 - (1)住所
 - (2)商号又は名称
 - (3)代表者氏名
- 9 添付書類その他知事が必要と認める書類

機密保持及び個人情報保護に関する特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、機密情報（本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、秘密である旨を示されたもの。）及び個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）（以下「機密情報・個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、人の生命、身体、財産その他の権利利益を害することのないよう、機密情報・個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による業務に関して甲から提供を受けた機密情報・個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取得の範囲と手段)

第3条 乙は、この契約による業務を行うために機密情報・個人情報を取得するときは、利用目的を明示し甲の同意を得た上で、その利用目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段で取得しなければならない。

(目的外利用及び提供の制限)

第4条 乙は、この契約による業務に関して甲から提供を受けた機密情報・個人情報を契約の目的にのみ利用するものとし、本契約期間中はもとより契約を解除又は終了した後といえども、他者へ提供若しくは譲渡し、又は自ら用いる場合であっても他の目的に利用してはならない。ただし、甲の指示又は承諾を得たときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第5条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた機密情報・個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第6条 乙は、この契約による業務を処理するため収集、作成した機密情報・個人情報又は甲から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報を漏えい、き損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該機密情報・個人情報の安全な管理に努めなければならない。

- 2 乙は、甲が同意した場合を除き、前項の機密情報・個人情報を事業所内から持ち出してはならない。
- 3 乙は、第1項の機密情報・個人情報に関するデータ（バックアップデータを含む。）の保管場所を日本国内に限定しなければならない。
- 4 乙は、機密情報・個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、契約時に甲に書面（様式1）で届け出なければならない。その特定した作業場所を変更

しようとするときも、同様に、変更前に届け出るものとする。

- 5 乙は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや電子媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が承諾した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 6 乙は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 7 乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他機密、個人情報等の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。また、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講じなければならない。
- 8 乙は、機密情報・個人情報を、その秘匿性等その内容に応じて、次の各号に定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管すること。
 - (2) 電子データとして保存及び持ち出す場合は、可能な限り暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとること。
 - (3) この契約による業務を処理するために情報システムを使用する場合は、次に掲げる措置を講じること。
 - ア 認証機能を設定する等の情報システムへのアクセスを制御するために必要な措置
 - イ 情報システムへのアクセスの状況を記録し、その記録を1年間以上保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置
 - ウ 情報システムへの不正なアクセスの監視のために必要な措置
 - (4) 保管・管理するための台帳を整備し、機密情報・個人情報の受け渡し、使用、複写又は複製、保管、持ち出し、廃棄等の取扱いの状況等を記録すること。
 - (5) 盗難・漏えい・改ざんを防止する適切な措置を講じること。
 - (6) バックアップを定期的に行い、機密情報・個人情報が記載された文書及びそのバックアップに対して定期的に保管状況及びデータ内容の正確性について点検を行うこと。

(返還、廃棄及び消去)

第7条 甲から引き渡された機密情報・個人情報のほか、この契約による業務を処理するために甲の指定した様式により、及び甲の名において、乙が収集、作成、加工、複写又は複製した機密情報・個人情報は、甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、委託業務完了時に、甲の指示に基づいて、前項の機密情報・個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 3 乙は、第1項の機密情報・個人情報を廃棄する場合、電子媒体を物理的に破壊する等

当該機密情報・個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

- 4 乙は、パソコン等に記録された第1項の機密情報・個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では、当該機密情報・個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、第1項の機密情報・個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面（様式2））を甲に提出しなければならない。また、第1項の機密情報・個人情報を取り扱わなかった場合も甲に書面（様式2）により報告しなければならない。
- 6 乙は、委託業務完了後も第1項の機密情報・個人情報を同一内容の業務を行うために引き続き保有・利用する必要がある場合は、甲に書面（様式3）により申請の上、甲の書面（様式4）による承認を受けなければならない。
- 7 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（責任体制の整備）

第8条 乙は、機密情報・個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（業務責任者及び業務従事者の監督）

第9条 乙は、この契約による業務に関して機密情報・個人情報を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、契約時に書面（様式1）で甲に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様に、変更前に報告するものとする。

- 2 乙は、業務責任者に、業務従事者が本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。
- 3 乙は、業務従事者に、業務責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。

（派遣労働者）

第10条 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等機密情報・個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2条に準ずるものとする。

- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による機密情報・個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（教育の実施）

第11条 乙は、業務責任者及び業務従事者に対し、この契約による業務に関する情報を

取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他委託業務の適切な履行のために必要な事項に関する教育又は研修を実施しなければならない。

(意見聴取)

第12条 甲及び乙は、法令（甲の情報公開条例を含む。）に基づき相手方の機密情報が記載された文書の提供又は提出の請求がなされた場合には、法令の趣旨に則り、提供又は提出に関し、相手方に対し意見を述べる機会又は意見書を提出する機会を設ける等、提供又は提出に係る手続上の保障を与えるものとする。

(知的財産権)

第13条 乙は、甲が行う機密情報の提供は、乙に対して現在又は今後、所有又は管理するいかなる特許権、商標権その他の知的財産権の使用権及び実施権を付与するものでないことを確認する。

(対象外)

第14条 甲及び乙は、次の各号に該当する情報は、機密情報として扱わないことを確認する。ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

- (1) 提供時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報
- (2) 提供後、受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 機密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (5) 保持義務を課すことなく第三者に提供した情報

2 個人情報の取扱いにおいては、甲及び乙は前項を適用しない。

(契約内容の遵守状況の報告)

第15条 甲は必要があると認めるときは、乙に対し、この契約による業務に関する機密情報・個人情報の管理状況及び情報セキュリティ対策の実施状況について報告を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による業務の処理に関して機密情報・個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る機密情報・個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲との協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない

ない。

(監査、調査等)

第17条 甲は、委託契約期間中、乙が処理するこの契約による業務に係る機密情報・個人情報
の取扱い状況について、報告を求めることができる。

2 甲は、乙がこの契約による業務において第7条第1項の機密情報・個人情報を取り扱う場合

は、委託契約期間中少なくとも1年に1回、乙が処理するこの契約による業務に係る機密情報・

個人情報の取扱い状況について、原則として当該作業を行う作業場所において機密情報・個人

情報を取り扱う委託契約に係る実地検査(書面)報告書(モデル様式)により監査、調査等(以

下「実地検査」という。)をするものとする。

3 甲は、以下の各号に該当する場合は実地検査を書面報告に代えることができる。なお、乙から提出された書面報告の内容に疑義がある場合は、原則として実地検査をするものとする。

一 乙がプライバシーマーク又はISMS(JISQ27001(ISO/IEC27001))の認証を取得している場

合

二 乙の作業場所について、セキュリティ対策として乙の従業員以外の立ち入りを禁止してい

る場合

三 乙の作業場所が県外等の遠隔地にある場合

四 甲から乙に提供した個人情報について氏名を番号に置き換える等、容易に照合することが

できない程度の匿名化処置を講じている場合

五 乙が要配慮個人情報が含まれる個人情報又は特定個人情報を取り扱わず、かつ、取り扱う

個人情報の人数が100人未満の場合

六 契約期間が1箇月以内、かつ、甲が実地検査を行うと納期の遅延をもたらすおそれがある場合

注1 「甲」は知事、「乙」は受託者をいう。

2 本特記事項は、委託業務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略して差し支えないものとする。